

議案第 5 5 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

保護開始援助金返還金

2 債務者

1人

3 放棄する債権額

3,000円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であること。

(参考)

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	貸付期間
1	3,000円	平成23年3月2日~同月23日